

みちのくUCカード会員規約新旧対比表

みちのくUCカード会員規約	
旧	新
第10条（退会及びカードの利用停止と返却） (追加)	第10条（退会及びカードの利用停止と返却） 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合、当社又は当社の親会社の合併その他これに類する事由により本規約に定めるサービスを廃止する場合であって、当該廃止を円滑に実施するために会員の資格を取り消すことが必要と認められる場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。 (以下変更なし)
2024年4月現在	2025年1月現在